

漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)

(平成10年6月17日付け蔵銀第1659号及び10水漁第2422号大蔵省銀行局長水産庁長官通知)

漁業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の監督に当たっての地方支分部局(地方財務(支)局(財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所)及び都道府県の事務処理手続については以下のとおりとする。

なお、本省庁(金融庁銀行・証券監督局担当課及び水産庁担当課)においても同様の取扱いを行うものとする。

1 認可等に関する事項

中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号。以下「法」という。)等に定める認可等の審査は、中小漁業者等に対する資金の融通を円滑にする観点に立つて行うものとする。

1-1 設立認可手続

(1) 基金協会の設立認可の際には、次の書類が提出されていることに留意するものとする。

イ 設立認可申請書

ロ 設立の理由書

ハ 設立を議決した創立総会の議事録(謄本)

ニ 定款、業務方法書

ホ 事業計画書

ヘ 会員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴を記載した書面

ト 法第46条第1項に規定する発起人により構成する会議の開催に関する書面(発起人名簿及び発起人により構成する会議の議事録(謄本))

チ 設立の経過を記載した書面

リ その他必要な書面(創立総会招集通知の写し、役員就任承諾書の写しなど)

(2) 事業計画書には、次の事項が記載されていることに留意するものとする。

イ 設立しようとする基金協会の名称

ロ 設立の目的

ハ 事業の実施方針

ニ 機構及び業務分担

ホ 基金の造成

ヘ 発起人の選出方法及び人数

ト 定款の基本となるべき事項

チ 設立後における基金協会の3カ年事業計画(設立の日を含む事業年度以後3事業年度の保証計画、出資計画、損益計画など)

(3) 基金協会の設立の認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

イ 設立の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が、法令又はこれに基づく行政庁の処分に違反していないこと。

ロ 定款、業務方法書又は事業計画書に虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないこと。

- ハ 事業の方法及び計画が、資産及び経営の健全性を確保し、中小漁業者等に対する金融の円滑化による中小漁業の振興に資するものと認められること（事業計画においては、単に形式的・計数的な面のみにとらわれることなく、その基盤となる区域内的の漁業事情、中小漁業者等の動向その他諸般の事情を総合的に勘案して、計画の確実な履行が確保されると認められること。）。
- ニ 新たに設立される基金協会の職員や事務所の適正な配置により、効率的な業務が行われると認められること。
- ホ 区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする他の基金協会が既に成立していないこと。なお、法第5条ただし書きによる場合は、主務大臣の指定に適合していること。

1－2 解散認可手続

- (1) 基金協会の解散認可の際には、次の書類が提出されていることに留意するものとする。
 - イ 解散認可申請書
 - ロ 解散の理由書
 - ハ 解散を議決した総会の議事録（謄本）
 - ニ 清算人名簿
 - ホ 解散時の財産目録及び貸借対照表
 - ヘ その他必要な書面（総会招集通知の写しなど）
- (2) 基金協会の解散の認可申請を受理したときは、総会の議決の手続が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款に違反していないことについて審査するものとする。

1－3 合併認可手続

- (1) 基金協会の合併認可の際には、次の書類が提出されていることに留意するものとする。
 - イ 合併認可申請書
 - ロ 合併の理由書
 - ハ 合併を議決した総会の議事録（謄本）
 - ニ 合併契約書及び覚書（謄本）
 - ホ 合併を行う基金協会が、法第55条第2項の規定による公告及び催告（合併を行う基金協会が、公告を、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該基金協会にあっては、この公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
 - ヘ 合併後存続する基金協会又は合併により設立される基金協会の定款、業務方法書
 - ト 事業計画書
 - チ 会員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴を記載した書面
 - リ 基金協会の合併の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表
 - ヌ 新設合併の場合にあっては、法第57条第1項に規定する設立委員により構

成する会議の開催に関する書面（設立委員名簿及び設立委員により構成する会議の議事録（謄本））

ル 合併の経過を記載した書面

ヲ その他必要な書面（総会招集通知の写しなど）

(2) 事業計画書には、次の事項が記載されていることに留意するものとする。

イ 合併しようとする基金協会の名称

ロ 合併の目的

ハ 職員の引継、財産の評価及び整理

ニ 事業の実施方針

ホ 機構及び業務分担

ヘ 増資、欠損補てん、財務の健全化等

ト 合併の方法

チ 財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置

リ 設立委員の選出方法及び人数

ヌ 新定款又は定款変更の基本となるべき事項

ル 合併後における基金協会の3カ年事業計画（合併の日を含む事業年度以後3事業年度の保証計画、出資計画、損益計画など）

(3) 基金協会の合併の認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

イ 合併の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が、法令又はこれに基づく行政庁の処分に違反していないこと。

ロ 定款、業務方法書又は事業計画書に虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないこと。

ハ 合併後の基金協会の経営の健全性が確保され、中小漁業者等に対する金融の円滑化による中小漁業の振興に資するものと認められること。

ニ 合併後存続する基金協会又は合併により設立される基金協会の職員や事務所の適正な配置により、効率的な業務が行われると認められること。

1-4 事業の譲受けの認可手続

(1) 基金協会の事業の譲受けの認可の際には、次の書類が提出されていることに留意するものとする。

イ 事業の譲受けの認可申請書

ロ 事業の譲受けの理由書

ハ 事業の譲受けを議決した総会の議事録（謄本）

ニ 事業の譲受けの契約書及び覚書（謄本）

ホ 事業を譲り受けた基金協会の定款、業務方法書

ヘ 事業計画書

ト 会員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴を記載した書面

チ 基金協会の事業の譲受けの認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表

リ 事業の譲受けの経過を記載した書面

ヌ その他必要な書面（総会招集通知の写しなど）

(2) 事業計画書には、次の事項が記載されていることに留意するものとする。

イ 事業の譲受けをしようとする基金協会の名称

- ロ 事業の譲受けの目的
 - ハ 職員の引継、財産の評価及び整理
 - ニ 事業の実施方針
 - ホ 機構及び業務分担
 - ヘ 増資、欠損補てん、財務の健全化等
 - ト 事業の譲受けの方法
 - チ 財務確認日以降事業の譲受けの日までの間における財産の移動に対する処置
 - リ 定款変更の基本となるべき事項
 - ヌ 事業の譲受け後における基金協会の3カ年事業計画（事業の譲受けの日を含む事業年度以後3事業年度の保証計画、出資計画、損益計画など）
- (3) 基金協会の事業の譲受けの認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。
- イ 事業の譲受けの手続き又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が、法令又はこれに基づく行政庁の処分違反していないこと。
 - ロ 定款、業務方法書若しくは事業計画書に虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないこと。
 - ハ 事業を譲り受ける基金協会の経営の健全性が確保され、中小漁業者等に対する金融の円滑化による中小漁業の振興に資するものと認められること。
 - ニ 事業を譲り受ける基金協会の職員や事務所の適正な配置により、効率的な業務が行われると認められること。

1－5 事業の譲渡の認可手続

- (1) 基金協会の事業の譲渡の認可の際には、次の書類が提出されていることに留意するものとする。
- イ 事業の譲渡の認可申請書
 - ロ 事業の譲渡の理由書
 - ハ 事業の譲渡を議決した総会の議事録（謄本）
 - ニ 事業の譲渡の契約書及び覚書（謄本）
 - ホ 事業の譲渡を行う基金協会が、法第59条の2第7項において準用する法第55条第2項の規定による公告及び催告（事業の譲渡を行う基金協会が、公告を、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該基金協会にあっては、この公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
 - ヘ 基金協会の事業の譲渡の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表
 - ト 事業の譲渡の経過を記載した書面
 - チ その他必要な書面（総会招集通知の写しなど）
- (2) 基金協会の事業の譲渡の認可申請を受理したときは、総会の議決の手続が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款に違反していないことについて審査するものとする。

1－6 定款変更の認可手続

- (1) 基金協会の定款変更の認可の際には、次の書類が提出されていることに留意するものとする。
 - イ 定款変更の認可申請書
 - ロ 定款変更の理由書
 - ハ 定款変更を議決した総会の議事録（謄本）
 - ニ その他必要な書面（定款変更の参考となるべき事項を記載した書面）
- (2) 基金協会の定款変更の認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。
 - イ 当該基金協会の業務全般を勘案し、その定款の変更が必要なものであること。
 - ロ 当該基金協会の運営及び中小漁業者等に対する資金の円滑な融通に支障を及ぼすことがないこと。

1－7 業務方法書変更の認可手続

- (1) 基金協会の業務方法書変更の認可の際には、次の書類が提出されていることに留意するものとする。
 - イ 業務方法書変更の認可申請書
 - ロ 業務方法書変更の理由書
 - ハ 業務方法書変更を議決した総会の議事録（謄本）
 - ニ その他必要な書面（業務方法書変更の参考となるべき事項を記載した書面）
- (2) 基金協会の業務方法書変更の認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。
 - イ 当該基金協会の業務全般を勘案し、その業務方法書の変更が必要なものであること。
 - ロ 当該基金協会の運営及び中小漁業者等に対する資金の円滑な融通に支障を及ぼすことがないこと。

1－8 区域外に住所を有する漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項の認定に係る同項の改善計画に従って漁業経営の改善の措置を行う中小漁業者等（以下「経営改善漁業者」という。）への貸付けを行う金融機関への貸付けに係る業務の承認手続

- (1) 特別な事由
法第4条第2項に規定する「特別な事由」とは、事業譲渡により承認の対象となる地区に基金協会が存在しない場合のほか、法第4条第1項第3号に規定する資金の貸付けを行う金融機関に対する資金の供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合をいう。
- (2) 基金協会の区域外に住所を有する経営改善漁業者への貸付けを行う金融機関への貸付けに係る業務（以下「区域外業務」という。）の承認の際には、次の書類が提出されていることに留意するものとする。
 - イ 区域外業務承認申請書
 - ロ 区域外業務を行う理由書
 - ハ その他必要な書面（区域外業務の承認の参考となるべき事項を記載した書面）
- (3) 基金協会の区域外業務の承認申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。
 - イ 承認の対象となる区域において、法第4条第1項第3号に規定する資金の貸

付けを行う金融機関に対する資金供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

ロ 区域外業務を行う基金協会において、当該業務が適正に行われると認められること。

2 一般監督に関する事項

基金協会の監督に当たっては、次の事項に留意して指導するものとする。

2-1 法令等の遵守

2-1-1 基本的事項

基金協会が行う業務について、法令等の遵守に関する監督に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ 法令遵守のための具体的な取組、チェック体制等が整備されていること。

ロ 規約、諸規程及び内規が法令、定款等に即したものとなっていること。

ハ 銀行、信用金庫又は信用協同組合が行う融資に対する保証の引受けができる体制が整備されていること。

2-1-2 個人情報の保護に関する法律に関する取組について

基金協会は、個人情報適正に取り扱うことの重要性にかんがみ、個人情報取扱事業者として事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年8月2日個人情報保護委員会告示第7号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）を遵守する必要がある。

特に、

① 個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保

② 事業者が行う措置の対外的明確化

等、基金協会が個人情報を適切に管理する態勢が構築されていることに留意するものとする。

2-2 基金等の管理について

2-2-1 基金等の管理

基金及び独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）からの借入金（以下「基金等」という。）の管理は、保証債務の弁済を適切に行うための流動性の確保に配慮しつつ、安全性及び効率性の観点から次の事項に留意するものとする。

(1) 基金等の管理方法は、次のとおりとなっていること。

イ 農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合（中小漁業融資保証法施行令第6条で定める基準に達しない漁業協同組合を除く。）、銀行又は信用金庫への預金又は金銭信託

ロ 国債証券、地方債証券又は農林債その他特別の法律により法人の発行する債券、社債券、貸付信託又は公社債投資信託の受益証券の保有

(2) 基金等の管理に当たっては、その運用状況を常に把握し、適時・適切な措置が講じられる体制が整備されていること。

(3) 銀行への金銭信託、貸付信託若しくは公社債投資信託の受益証券又は社債券の保有によって管理する基金の額は、基金総額の5分の1以下とし、その旨業務方法書に規定すること。

(4) 金銭信託については、元本補てん契約のあるものとする。

(5) 社債券については、本邦企業が国内で発行する普通社債であって、公募債に限ること。

2-2-2 基金造成

基金造成は、保証残高や代位弁済の動向を勘案した適切な水準となっていることに留意するものとする。

2-2-3 準備金の基金への繰入れ

基金造成の充実を図るため、保証業務に関し前年度末における剰余金から新たに積み立てられた準備金（以下「新規準備金積立額」という。）の当該年度における基金への繰入れは、前年度末の準備金の額が前年度末の出資金、交付金及び繰入金の合計額の4分の1に相当する額を超える場合に行うものとし、当該年度の基金への繰入額は新規準備金積立額の2分の1に相当する額を下回らないことに留意するものとする。

2-2-4 繰入金の取崩し

保証業務の決算上の不足金又は繰越欠損金に充てるため行う繰入金の取崩しについては、その取崩しが基金協会業務の円滑な運営の確保に真に必要なものであることに留意するものとする。

2-3 保証引受等について

2-3-1 保証引受

漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進めること、あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した漁業信用保証の引受けを進めることが重要であるところ、都道府県内のこれらに関する動向について、例えば、行政機関や融資機関などに確認をするといった保証審査に必要な情報収集などの取組を行っていることに留意するものとする（例えば、保証審査に必要な情報収集のほか、事例分析に基づく審査ノウハウの蓄積、審査マニュアルの作成・見直し、研修の実施等が考えられる。）。

2-3-2 保証料

保証料率の設定及び改定は、資金種類ごとの保証収支等の状況を十分に勘案するとともに、信用基金の保険に付すことができる資金に係る保証料については、信用基金の低位な保険料を反映したものとなっていることに留意するものとする。

2-3-3 期中管理

できる限り中小漁業者等の経営の継続・発展が可能となるよう、融資機関や信用基金等の関係機関と連携して、その経営状況を適時に把握し、経営悪化の兆候の早期発見に努め、必要に応じて中小漁業者等の経営改善に向けた働きかけの促進等の検討を適切に行っていることに留意するものとする。

2-3-4 代位弁済

代位弁済は、迅速かつ円滑に行われるとともに、代位弁済の回避がないよう留意するものとする。

2-3-5 求償権に係る違約金

求償権に係る違約金は、極力中小漁業者等の負担の軽減に資するよう努めるとともに、求償権の行使に当たっても、中小漁業者等の実情に即し適正なものとなっていることに留意するものとする。

2-3-6 求償権の管理・回収

求償権については、求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施していることに留意するものとする。

また、人員・態勢や求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止するなど効率的に取り組んでいることに留意するものとする。

2-4 担保・保証人の徴求について

(1) 担保の徴求

担保の徴求については、基金協会の設立目的及び制度資金の目的、趣旨等を踏まえ、過度に依存しないことに留意するものとする。

(2) 保証人の徴求

保証人の徴求については、担保の徴求の考え方と同様に、過度に依存しないよう留意するものとする。

経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

また、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする方針を定めているか留意するものとする。

ただし、その場合にあっても、共同経営を行っている経営体に対する融資等、一部の漁業融資においては、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではないことに留意するものとする。

なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契

約を締結する際には、民法（明治 29 年法律第 89 号）に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、次に掲げる特別な事情による例外の考え方を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

イ 実質的な経営権を有している者、経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合

ロ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合

ハ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、基金協会から特段の説明を受けた上で協力者等が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について基金協会から要求されたものではないことが確認される場合に限る。）

(3) 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備

第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか留意するものとする。

2-5 役員の選任等について

基金協会の経営の健全性及び業務運営の透明性の確保の観点から、次の事項について十分配慮されるよう留意するものとする。

- (1) 金融に関する学識経験を有する者を役員（理事及び監事）に委嘱する場合には、これらの経験又は専門的知識を有する人材が幅広い分野から登用されるよう努めること。
- (2) 原則として理事のうち 1 名はこれを常勤とし、基金協会の業務に専心従事するため他の機関の常勤役員を兼ねないこと等により強力な執行体制を確立していること。
- (3) 金融に関する知識の向上など職員の資質の向上等にも配慮していること。

2-6 経理処理について

基金協会の経理処理は、法令、定款その他基金協会が定める諸規定に基づくほか、公正なる会計慣行を斟酌して行うことに留意するものとする。

また、経営の合理化、信用の維持及び資産内容の健全化を図るため、真実性、明瞭性及び継続性の原則を尊重するとともに、収益及び費用は原則として発生主義により正確に計上し、その期の経営状況を明らかにする必要があることに留意するものとする。

これらのことを基本とし、次の事項に適合していることに留意するものとする。

2-6-1 資産及び負債の評価

- (1) 漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成 20 年 1 月 28 日内閣府・農林水産省令第 2 号。以下「会計命令」という。）第 2 条第 1 項に規定する「時価が取得価額より著しく低いとき」とは、時価が 5 割程度以上下回っている場合とすること。
- (2) 会計命令第 3 条に規定する固定資産の評価は、次のとおり行われていること。
 - イ 有形固定資産の減価償却累計額は、毎事業年度、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める基準により、平成 19

年3月31日以前に取得をされたものにあつては旧定額法又は旧定率法、平成19年4月1日以後に取得をされたものにあつては定額法又は定率法によって計算することができるものとし、いずれの方法を採用する場合であっても毎事業年度継続して適用することを条件とするものとする。

ロ 無形固定資産の減価償却費は、その資産の有効期間にわたり平成19年3月31日以前に取得をされたものにあつては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得をされたものにあつては定額法によって計算するものとする。

ハ 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産のうち、当該事業年度の前事業年度までの各事業年度において行った減価償却費の累計額が、取得価額の95%相当額まで到達しているものについては、当該事業年度の翌事業年度以後の5カ年において、各事業年度均等で残存簿価1円まで償却することができるものとする。

ニ リース資産(所有権移転外リース取引に係る契約が平成20年4月1日以後に締結されたものに限る。)の減価償却費は、リース期間定額法により計算するものとする。

ホ 有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産について、予測することができない減損が生じたとき又は減損損失を認識すべきときは、相当の減額をするものとする。

(3) 有価証券の評価

会計命令第5条に規定する有価証券の評価に際しては、保有目的ごとに次のとおり適正に処理していること。

イ 満期保有目的の債券は、取得価額をもって貸借対照表価額とするものとする。ただし、その取得価額が額面金額と異なる場合において、取得価額と額面金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づき算定された価額をもって貸借対照表価額とするものとする。なお、原則的な方法は利息法を適用するが、毎事業年度継続して適用することを条件として定額法を採用することができるものとする。

ロ その他有価証券につき時価を付するものとした場合には、時価をもって貸借対照表価額とするとともに、その評価差額は純資産の部にその他有価証券評価差額金の部を設けて計上し、翌期首に取得価額に洗い替えるものとする。なお、原則的な方法は全部資本直入法を適用するが、毎事業年度継続して適用することを条件として部分資本直入法を適用することができるものとする。

ハ 譲渡性預金は、貸借対照表上市場価格のある有価証券に区分するものとする。

(4) 会計命令第6条第2項に規定する「出資先の資産状態が著しく悪化したとき」とは、当該出資の持分の時価又は実質価額が取得価額に比べて5割程度以上低下した場合とすること。

2-6-2 その他の経理処理

その他の経理処理に当たっては、次の事項に適合していることに留意するものとする。

(1) 未収収益等の経理処理

イ 未収利息(求償権に係る未収違約金を除く。)及び未収保証料は、正確に計算の上、当期の収益に計上すること。

ロ 未経過保証料は、正確に計算の上、翌期に繰り越されていること。

ハ 借入金その他債務に対する未払利息、未払保険料及び保険金に係る未払回収

納付金は、正確に計算の上、当期の費用に計上されていること。

(2) 信用基金からの借入金管理

法第 43 条の 3 第 1 項の資金について、毎月、当該資金の現在高、増減額及び保証業務の運営に必要な経費の一部に充てることができる当該資金の額が明らかになっていること。

(3) 引当金等の繰入れ

イ 求償権償却引当金

(イ) 会計命令第 34 条第 3 項に規定する求償権償却引当金を算出する場合には、毎事業年度継続して適用することを原則とする。

(ロ) 会計命令第 34 条第 3 項に規定する取立不能の見込額を算出する場合には、当該求償権に係る経済余剰等による回収可能見込額及び担保処分可能見込額を用いる等合理的な基準に基づき算出するものとする。

ロ 特別準備金

(イ) 会計命令第 44 条に規定する「特定の政策目的の実現に資する資金」とは、次に掲げる資金をいう。

a. 漁業緊急保証対策事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 水漁第 616 号農林水産事務次官依命通知。以下「漁業緊急保証対策事業実施要領」という。）第 2 の（2）に規定する資金

b. 水産関係民間団体事業実施要領の運用についての一部を改正する通知（平成 26 年 3 月 20 日付け 25 水港第 3059 号水産庁長官通知）及び「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」の一部改正について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2965 号水産庁長官通知）による改正前の水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「平成 25 年度運用通知」という。）第 3 の 8－2 の（1）のウの（イ）に規定する漁協経営改革支援資金

c. 「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」の一部改正について（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 水港第 3258 号水産庁長官通知）及び「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」の一部改正について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2965 号水産庁長官通知）による改正前の水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「平成 29 年度運用通知」という。）第 3 の 8－1 の（2）のアの（ア）の a に規定する旧実施要領第 3 の 1 の（1）の②及び同（2）の②の規定により保証される資金

d. 水産関係民間団体事業実施要領の運用についての一部を改正する通知（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 水港第 3341 号水産庁長官通知）及び「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」の一部改正について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2965 号水産庁長官通知）による改正前の水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「平成 28 年度運用通知」という。）第 3 の 8－2 の（2）に規定する漁協経営改善推進資金

e. 平成 29 年度運用通知第 3 の 8－3 の（2）のアに規定する運転資金等

f. 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「民間団体事業運用通知」という。）第 3 の 2－1－（5）アの（2）のイの（ア）から（ウ）までに定める資金及び 2－10 の（3）のエの（イ）の b の（b）

に定める資金

g. 漁業者等緊急保証対策事業補助金交付要綱の一部改正について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水漁第 1590 号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の漁業者等緊急保証対策事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 水漁第 314 号農林水産事務次官依命通知。以下「漁業者等緊急保証対策事業実施要綱」という。）第 2 の 1 の②に規定する資金

h. 保証保険資金等緊急支援事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 水漁第 327 号農林水産事務次官依命通知。以下「保証保険資金等緊急支援事業実施要綱」という。）第 2 の規定により平成 23 年 3 月 11 日までに基金協会が引き受けた既往債務保証として保証された資金

なお、漁業近代化資金等を対象資金とした上で、さらに中小漁業者の漁業経営に必要な資金であって、都道府県が助成措置を講じている資金を対象とすることを妨げない。

(ロ) 会計命令第 44 条に規定する「基金協会の財務基盤の強化を図るために要する経費」とは、(イ)の資金に係る求償権償却引当金、債務保証損失引当金又は保証責任準備金と同様の目的で積み立てるための経費とする。

(ハ) 特別準備金の積立額は、次に掲げる額の合計額とする。

a. 漁業緊急保証対策事業実施要領第 2 に規定する対策事業にあつては、同要領第 4 の（１）の規定により補助された額及び同（２）の果実

b. 水産関係民間団体事業補助金交付要綱の一部改正について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2964 号農林水産事務次官依命通知）により廃止された水産関係民間団体事業実施要領の一部を改正する通知（平成 26 年 3 月 20 日付け 25 水港第 3058 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水港第 944 号農林水産事務次官依命通知）別表の 8 の 1 の中小漁業関連資金融通円滑化事業のうち、同アの（ウ）の漁協経営改革支援事業にあつては、平成 29 年度運用通知別紙の 8－2 の算出方法により計算して得た額

c. 水産関係民間団体事業補助金交付要綱の一部改正について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2964 号農林水産事務次官依命通知）により廃止された水産関係民間団体事業実施要領の一部改正について（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 水港第 3090 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水港第 944 号農林水産事務次官依命通知。以下「平成 29 年度実施要領」という。）別表の 8 の 1 の中小漁業関連資金融通円滑化事業のうち、同アの中小漁業関連資金融通円滑化事業にあつては、平成 29 年度運用通知別紙の 8－1 の算出方法により計算して得た額

d. 水産関係民間団体事業補助金交付要綱の一部改正について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2964 号農林水産事務次官依命通知）により廃止された水産関係民間団体事業実施要領の一部を改正する通知（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 水港第 3252 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水港第 944 号農林水産事務次官依命通知）別表の 8 の 2 の漁協経営改善推進事業のうち、同ウの求償権償却経費助成事業にあつては、平成 28 年度運用通知別紙の 8－2 の算出方法により計算して得た額

e. 平成 29 年度実施要領別表の 8 の 3 の漁業運転資金融通円滑化対策事業

のうち、同アの漁業運転資金融通円滑化対策事業にあっては、平成 29 年度運用通知別紙の 8－3 の算出方法により計算して得た額

f. 民間団体事業運用通知第 3 の 2－1－(5) アの (3) のアの算出方法により計算して得た額及び 2－10 の (3) のエの (イ) の c の算出方法により計算して得た額

g. 漁業者等緊急保証対策事業補助金交付要綱の一部改正について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水漁第 1590 号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の漁業者等緊急保証対策事業実施要綱第 2 に規定する緊急対策にあっては、同要綱第 4 の 1 の規定により助成された額及び同 2 の果実

h. 保証保険資金等緊急支援事業実施要綱第 2 に規定する緊急支援事業にあっては、同要綱第 3 の規定により助成された額

なお、平成 19 年度までに特別準備金の対象となった保証債務及び求償権については、平成 20 年度以降においても引き続き特別準備金の対象として算定し、所要額を積み立てるものとする。

ハ 債務保証損失引当金

(イ) 会計命令第 48 条第 2 項の規定に基づき債務保証損失引当金を算出する場合には、毎事業年度継続して適用することを原則とする。

(ロ) 会計命令第 48 条第 2 項の規定に基づき債務保証損失引当金を算出する場合には、算定方法について合理的な基準を作成し、その基準に基づき算出するものとする。

ニ 退職給付引当金

毎事業年度終了の時に必要額を積み立て、退職給付費の支出の必要が生じた場合には、当該引当金を取り崩して支出するものとする。

ホ 保証責任準備金

(イ) 会計命令第 49 条第 2 項の規定に基づき保証責任準備金を算出する場合には、毎事業年度継続して適用することを原則とする。

(ロ) 保証責任準備金については、当分の間、会計命令第 49 条第 2 項の規定にかかわらず、同令附則第 2 項の規定を適用することができるものとする。

(4) 求償権の償却

回収不能と認められる求償権の償却については、信用基金からの保険金の支払を受けた保証債務の弁済に係る求償権（以下「保険金受領求償権」という。）にあっては、当該支払を受けた保険金の額に相当する部分につき納付準備金を取り崩し、当該求償権のその他の部分及び保険金受領求償権以外の求償権にあっては、求償権償却引当金及び特別準備金を取り崩して対応するものとする。

(5) 促進業務

剰余金が生じた場合には、翌年度に繰り越すものとし、当該業務に関し、不足金が生じた場合には、前年度からの繰越金を取り崩してこれに充て、なお不足するときは翌年度に繰り越すものとする。

2－7 経営の健全性等

2－7－1 保証債務の弁済能力の充実（早期是正措置）

基金協会は、中小漁業者等の信認を確保するため、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる基金協会にあっては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められているが、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、基金協会の経営の健全性を

確保するため、弁済能力比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、基金協会の経営の早期是正を促していく必要がある。

2-7-2 早期是正措置の運用

中小漁業融資保証法施行規則（昭和 49 年大蔵省・農林省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 13 条及び第 14 条の規定による措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる弁済能力比率

施行規則第 13 条第 1 項の表の区分に係る弁済能力比率は、次の弁済能力比率のいずれかとする。

イ 業務報告書により報告される弁済能力比率

ロ 上記イが報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた基金協会と公認会計士等との協議の後、当該基金協会から報告される弁済能力比率

(2) 施行規則第 13 条第 1 項の表の区分に基づく命令

① 第 1 区分の命令、第 2 区分の命令及び第 3 区分の命令の相違

第 1 区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準である弁済能力比率 200% 以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に基金協会の自主性を尊重することとする。

第 2 区分の「次の各号に掲げる保証債務の弁済能力の充実に資する措置に係る命令」は、弁済能力比率が、経営の健全性を確保する水準を大きく下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該基金協会の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該基金協会の意見は踏まえつつ、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、基金協会が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

第 3 区分の「弁済能力の充実、大幅な業務の縮小又は合併若しくは事業譲渡のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実行することの命令」は、保証債務の弁済能力の充実の状況が著しく低い状況にある基金協会に対し、これを速やかに改善するか、合併又は事業譲渡を行うことを選択を迫るものである。

② 第 1 区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として 3 年以内に弁済能力比率が 200% 以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第 2 区分に係る措置の内容

「保証債務の弁済能力の充実に資する措置」とは、弁済能力比率が、原則として 3 年以内に少なくとも 150% 以上の水準を達成するための措置とする。

④ 第 3 区分に係る措置の内容

当該基金協会が弁済能力の充実又は大幅な業務の縮小を選択した場合にあっては、弁済能力比率が、原則として 1 年以内に少なくとも 100% 以上の水準を達成するための措置とする。

また、当該基金協会が合併又は事業譲渡を選択した場合にあっては、合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなどそれらを実現することが

できる担保が存在することが必要である。

(3) 改善までの期間

弁済能力比率を改善するための所要期間については上記(2)②から④までに規定する期間を目処とするが、基金協会が策定する経営改善のための計画等が、当該基金協会に対する中小漁業者等の信託を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。したがって、中小漁業者等の信託を早急に回復する必要がある場合には、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。また、財政的な支援措置を受けることが別途定められている場合には、当該支援措置を踏まえた改善期間を設定する必要がある。

なお、基金協会が、施行規則第14条第1項の規定により、その弁済能力比率を当該基金協会が該当する施行規則第13条第1項の表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該基金協会に対し、当該基金協会が該当する同表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超える弁済能力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記(2)②から④までの弁済能力比率を改善するための所要期間には、下記2-7-3の弁済能力比率を当該基金協会が該当する同表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

2-7-3 施行規則第14条第1項に規定する合理性の判断基準

施行規則第14条第1項の「弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

基金協会の業務の健全かつ適切な運営を図り当該基金協会に対する中小漁業者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な基金の造成計画等を含み、弁済能力比率が、原則として1年以内に当該基金協会が該当する施行規則第13条第1項の表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 基金の造成等の場合は、基金の抛出予定者等の意思が明確であることが必要である。

2-7-4 命令区分の根拠となる弁済能力比率

施行規則第14条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる弁済能力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令」は、原則として1年後に確実に見込まれる弁済能力比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

2-7-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、每期報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第3区分の命令を行った基金協会にあっては、その後弁済能力比率が100%以上150%未満の水準に達したときは、当該時点における弁済能力比率の係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った基金協会にあっては、その後弁済能力比率が150%以上200%未満の水準に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、基金協会が、施行規則第14条第1項の規定により、その弁済能力比率を当該基金協会が該当する施行規則第13条第1項の表の区分に係る弁済能力比率の

範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該基金協会に対し、当該基金協会が該当する同表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超える弁済能力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として基金の造成等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該基金協会の弁済能力比率が、当該基金協会が発出を受けた命令に係る区分に係る弁済能力比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における弁済能力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

2-7-6 施行規則第14条第2項に掲げる資産の評価基準

施行規則第14条第2項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。

(1) 第1号「有価証券」

施行規則第14条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、証券会社等から算出日の時価情報として入手した評価額又は基金協会の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。

なお、算出にあたっては、発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念がある社債等については、実態に即して評価し算出する点に留意する。

(2) 第2号「動産及び不動産」

① 土地

鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

② 建物及び動産

原則、帳簿価格とする。

(3) 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」

金銭信託の評価は、施行規則第14条第2項第1号及び上記(1)に準ずるものとする。

2-7-7 その他

(1) 施行規則第13条及び第14条の規定により命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続を取る必要があることに留意する。

(2) 弁済能力比率が150%未満の基金協会に対しては、原則として施行規則第14条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。

(3) 早期是正措置は、弁済能力比率が基金協会の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な弁済能力比率の操作を行うといったことがないよう基金協会に十分留意させることとする。

3 業務報告書等について

法第65条の規定に基づく報告として、業務報告書、業務及び財産の状況に関する参

考資料の提出があった場合には、必要事項が記載されていることを確認の上、受理するものとし、受理した後は「５－１書類の進達等について」に従い金融庁銀行・証券監督局長及び水産庁長官に対して送付するものとする。

４ 検査部局との連携

検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。

- (1) 検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、基金協会の現状等（注１）についての説明を行う（注２）ものとする。

（注１）基金協会の現状等

基金協会の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行うものとする。

- イ 前回検査から当該時点までの当該基金協会の主な動き（増資、役員の交替等）
- ロ 直近決算の状況
- ハ ヒアリングを実施している場合にあっては、その結果
- ニ 監督上の措置（報告徴収、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- ホ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- ヘ その他必要と認められる事項

（注２）検査担当者へ説明する監督部局

基金協会に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、以下のとおりとする。

- イ 財務局の検査担当者に対する説明部局は、当該財務局理財部金融監督第二課
- ロ 沖縄総合事務局財務部の検査担当者に対する説明部局は、沖縄総合事務局財務部金融監督課
- ハ 農林水産省大臣官房検査・監察部の検査担当者に対する説明部局は、水産庁水産経営課
- ニ 金融庁検査部局の検査担当者に対する説明部局は、金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室

(2) 検査結果の通知等について

- ① 監督部局は、原則として検査書（金融庁においては「検査結果通知書」。以下同じ。）の交付日と同日付けで、基金協会に対し、当該検査書における指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善策その他報告すべき事項をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）を１ヶ月程度以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第 65 条の規定に基づき求めるものとする。

なお、検査が行われた場合、水産庁にあっては、水産経営課が法第 65 条に基づき報告徴収を行うものとし、金融庁にあっては、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課が法第 65 条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受理した際には、速やかに金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室に進達するものとする。

- ② 法第 65 条の規定に基づき、水産庁水産経営課が基金協会に対し報告徴収し、基金協会の報告書を受理した際には、基金協会が所属する都道府県に通知するものとする。
- ③ 上記①及び②の報告書を受理した段階で、必要に応じて基金協会から十分なヒ

アリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局との密接な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。

④ 検査結果及び法第 65 条の規定に基づく報告書の内容等により、指摘した事項の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第 65 条の規定に基づき改善されるまでの間定期的に報告を求めるものとする。

⑤ 水産庁水産経営課と、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課は金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室と、それぞれ十分な連携を図り、上記の事務を行うものとする。また、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課における金融庁検査部局との連携については、財務局理財部検査総括課及び沖縄総合事務局財務部検査課を、それぞれ通じて行うものとする。

5 その他

5-1 書類の進達等について

主務大臣に提出する書類について都道府県に提出された場合は、その内容を審査の上、金融庁銀行・証券監督局長及び水産庁長官へ進達するものとする。

ただし、当面は一括して水産庁に送付することとする。

5-2 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

5-2-1 照会を受ける内容の範囲

法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

5-2-2 照会に対する回答方法

(1) 本事務ガイドライン等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。

(2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、FAX等により適宜、金融庁銀行・証券監督局担当課又は水産庁担当課へ連絡するものとする。

(3) 照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らせる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配布するものとする。

5-3 基金協会に対する苦情等について

5-3-1 苦情等を受けた場合の対応

基金協会に対する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び基金協会の制度を確立することが職務であることを説明するものとする。

5-3-2 報告

基金協会の制度を確立する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁銀行・証券監督局担当課及び水産庁担当課へ連絡するものとする。

附則 この事務ガイドラインの変更は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、2－1－1 のハについては、中小漁業融資保証法施行令等の一部を改正する政令の施行日から適用し、2－6－2（3）ホ（ロ）の規定については、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この事務ガイドラインの変更は、平成 26 年 2 月 1 日から適用する。

附則 この事務ガイドラインの変更は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この事務ガイドラインの変更は、令和 8 年 8 月 17 日から適用する。